社会福祉法人志布志市社会福祉協議会役員・評議員・委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会(以下「本会」という。) 定款第10条、第25条及び第33条第3項の規定により理事、監事、評議員及び 委員会の委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給 方法に関する事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 日額報酬は、日額報酬を受けるべき委員等の勤務日数に応じて支給する。

(報酬の支給期日)

- 第4条 報酬の支給期日は、次に定めるところによる。ただし、災害その他特の事情があるときは、会長において支給期日を変更することができる。
 - (1) 日額報酬は、勤務した日に支給する。

(報酬の支給制限)

第5条 本会及び志布志市の常勤職員が委員等を兼ねる場合には、委員等の職に係る報酬は支給しない。ただし、勤務時間が重複しない場合は、この限りではない。

(費用弁償)

- 第6条 委員等が公務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。
- 2 前項の費用弁償の額は、別表のとおりとする。

(市内の費用弁償)

- 第7条 委員等が公務のため市内を旅行したときは、前条第2項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 交通費として車賃を支給する。車賃の額は別表のとおりとする。

(費用弁償の支給方法)

- 第8条 費用弁償は、居住地を起点として計算する。ただし、職務上の滞在地から旅行する場合は、その地を起点として計算する。
- 第9条 この規定に定めるもののほか、費用弁償の支給については、職員等の旅費 に関する規程を準用する。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

(公表)

第11条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

- この規程は平成18年1月4日から施行する。
- この規程は平成19年4月1日から施行する。
- この規程は平成21年6月1日から施行する。(会長月額報酬30,000円新設)
- この規程は平成22年4月1日から施行する。(会長月額報酬50,000円変更)
- この規程は平成25年4月1日から施行する。(会長月額報酬80,000円変更)
- この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条 (公表) の追加、第 12 条 (改廃) の追加、別表の改正)

別紙(第2条、6条関係)

別紙(第2条、	6 条関係 <i>)</i>	## FT / //L					
	報酬額	費用弁償					
区分		車賃	日当		宿泊料		食卓料
			(1日につき)		(1日につき)		(一夜
			甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	につき)
理事(会長)	月額 80,000 円						
理事							
監事	日額 4,000 円	1 k m につき 37 円	本会旅費規程を準用する				
評議員							
評議員選任・解 任委員							
ボランティア センター運営 委員							
志布志市地域 福祉計画·地域 福祉活動計画 推進委員							
地域福祉シス テムづくり推 進委員							
第三者委員							
生活福祉資金 調查委員							
その他本会に 必要な委員							

備考 日当及び宿泊料の欄中甲地方とは本県の地域を除く(外国を除く。)をいい、 乙地方とは本県の地域をいう。ただし、甲地方で市社協事務所から 150Km 未満 の地域に旅行した場合は、乙地方の旅行とみなす。